

◎圧縮アセチレンガス等の貯蔵又は取扱いの開始（廃止）届出書の提出に伴う根拠等について

○消防法第9条の3（圧縮アセチレンガス等の貯蔵・取扱いの届出）

圧縮アセチレンガス，液化石油ガスその他の火災予防又は消火活動に重大な支障を生ずるおそれのある物質で政令で定めるものを貯蔵し，又は取り扱う者は，あらかじめ，その旨を所轄消防長又は消防署長に届け出なければならない。

☆危険物の規制に関する政令第1条の10（届出を要する物質の指定）☆

| 政令で定める物質 | 数 量 |
|-----------|------------|
| 圧縮アセチレンガス | 40キログラム以上 |
| 無水硫酸 | 200キログラム以上 |
| 液化石油ガス | 300キログラム以上 |
| 生石灰 | 500キログラム以上 |

☆液化石油ガス供給設備（貯蔵）の許可，届出について（消防法との関係）☆

| ガス用途 | 建築物種類 | 貯蔵量 | | 許可・届出（消防法） | 申請・届出者 |
|--------|--|-----------------|-----------------|--------------------------|--------|
| | | バルク貯槽 | 容器 | | |
| 一般消費者等 | 人が集まる所 （共同住宅，旅館，学校，病院， 1000 m ² 以上の事務所等） 液化石油法規則第86条 | 300～500 kg | | 圧縮アセチレンガス等の 貯蔵・取扱いの届出 | 貯蔵者 |
| | その他 （工場暖房等） | 500超～1,000 kg未満 | 500超～3,000 kg未満 | 圧縮アセチレンガス等の 貯蔵・取扱いの届出 | 貯蔵者 |
| | | 300～500 kg | | | |
| 工業用 | 工場，畜舎等 | 300～3,000 kg未満 | | 圧縮アセチレンガス等の 貯蔵・取扱いの届出 | 貯蔵者 |

※300kg未満は，全て届出等不要。